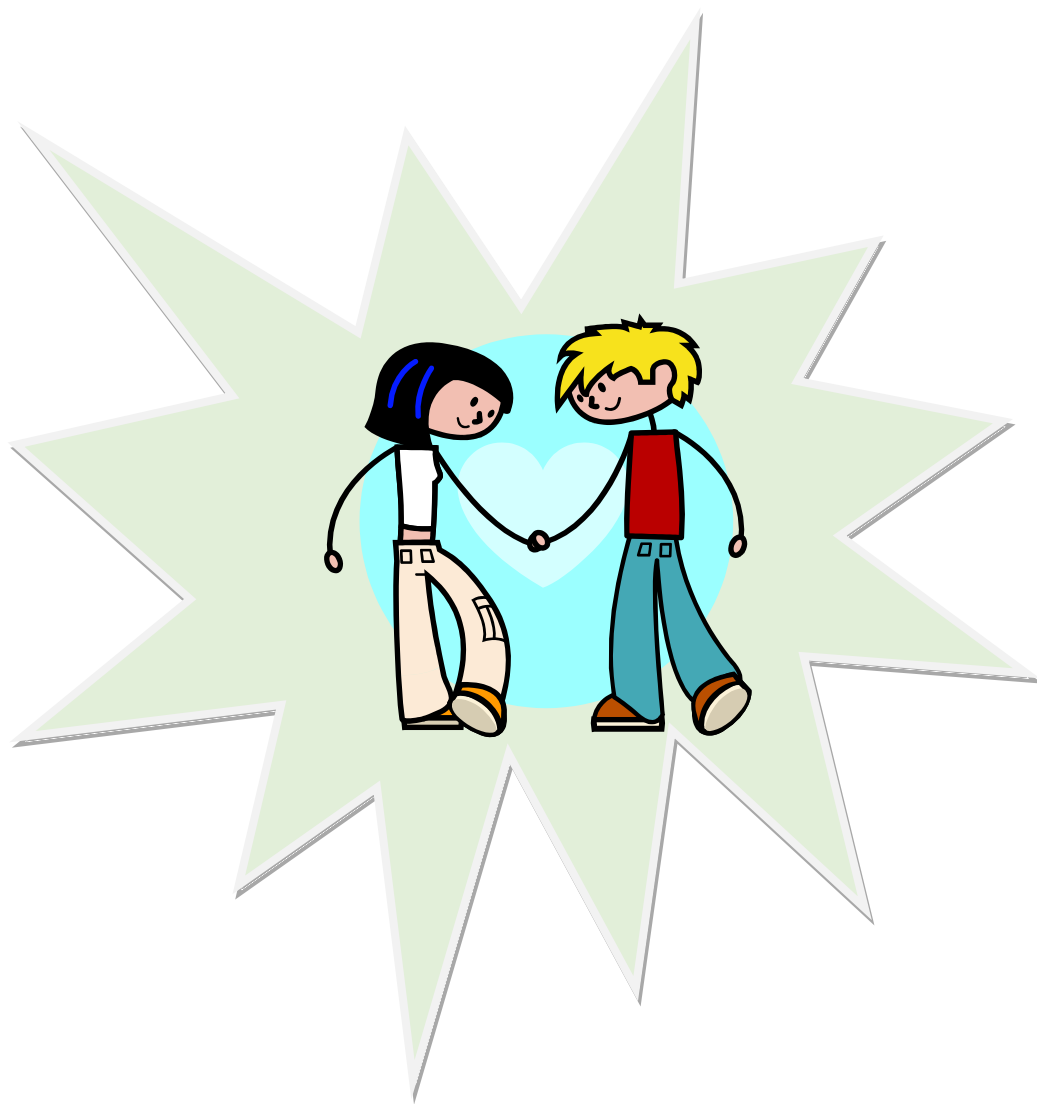


これでデートDV!?



佐 野 市

「デートDV」ってなに？

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者も含む）などの親密な関係にある人からの暴力のことです。大学生や高校生など、交際する者同士の間での暴力も問題となっています。

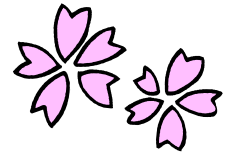
この交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害にあう可能性があります。

DVには、いろんな暴力があります

- ☆**身体的暴力** 殴る、蹴る、たたく、相手に向かって物を投げつける、髪の毛をつかんで引っ張る、殴るまねをして脅す 等
- ☆**精神的暴力** 傷つく言葉を使う、服装や友達づきあい等をチェック・指示する、何を言っても無視する 等
- ☆**経済的暴力** お金を借りたまま返さない、一緒に遊ぶときいつもお金を払わせる 等
- ☆**性的暴力** 性行為を強要する、性行為に応じないと不機嫌になる 等
- ☆**デジタル暴力** メッセージの履歴をチェックする、連絡先を削除する、GPS機能を悪用する 等



どうして「デートDV」は起きるの？



デートDVは、相手をコントロール（支配）しようとすることで起こります。

「束縛されているのは愛されている証拠だと思う」「恋人であれば多少の暴力は仕方ない」と思っていないですか？

～ケンカとDVの違い～

ケンカは、対等な関係での意見のぶつかり合いです。DVは、暴力によって相手をコントロール（支配）するものです。

DVは、様々な種類のパワー（力）で相手をコントロール（支配）することで、対等・平等な関係を「上下・主従関係」に変えてしまいます。これは重大な「人権侵害」です。

DV防止法について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆる「DV防止法」では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も適用対象としています。

配偶者に準じて法が適用されるので、裁判所による保護命令の発令など、公的支援を受けることができます。お近くの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口へご相談ください。

あなたのデートDV危険度チェック！

親密な関係になってしまうと、支配や暴力が見えなくなってしまう。
自分自身や相手の行動をチェックしてみましょう。



デート相手は・・・？

- ☐ 「ブス」や「バカ」など、あなたが傷つく呼び方で呼びますか？
- ☐ あなたが他の用事で会えなかったりすると、不機嫌になることがありますか？
- ☐ 何度も携帯に電話してきたり、あなたがどこで誰と話したり会ったりしているかチェックしますか？
- ☐ あなたの携帯をチェックして、異性の友達の連絡先を消せと言ったりしますか？
- ☐ 相手を怖いと思うことがありますか？
- ☐ すごく優しいときと、すごく意地悪でいやなときとが極端ですか？
- ☐ ケンカをしたとき、あなたが怒らせるようなことを言ったからだと、あなたを責めますか？
- ☐ 「僕（私）のことを好きならいいだろう」とあなたの気の進まないことをさせますか？

あなたは・・・？

- ☐ 相手が自分の意見に従わないと、すごくイライラしますか？
- ☐ 相手の行き先、服装、行動など、いちいち指示する権利があると思っていますか？
- ☐ 相手がどんな人とどんな話をしているのか、とても気になって聞いたりしますか？
- ☐ 「自分とあいつ（人や物）と、どっちが大切なんだ」という言い方をしますか？
- ☐ 腹が立つと、相手の目の前で物をたたいたり、大きな声を出したりしますか？
- ☐ つきあっていれば、相手は自分の言うことをきくべきだと思っていますか？
- ☐ 相手が自分の事を好きなら、いやなことでも応じるべきだと思っていますか？

※ひとつでも該当する項目があったら、
デートDVではないかと考えてみましょう

※ひとつでも該当する項目があったら、
自分の態度・行動を見直しましょう

お互いを尊重しあって、いい関係をつくるには



暴力を認めない

どんな理由があっても、暴力は決して許されません。気持ちは言葉で伝えましょう。

自分のことを大切にする

自分の気持ちや自分の体を大切にしましょう。嫌なことは、「NO」と言葉で伝えましょう。

相手のことも大切にする

交際相手でも、自分とは別の人間です。違う気持ちや考えを持っていて当然です。

自分の考えや気持ちを押し付けず、相手の話をまず聞いてみましょう。

そして、自分の思いを相手に言葉で伝えましょう。



「デートDVかも？」と思ったら



- ・自分が被害にあっていたら、1人で解決しようとせずに相談しましょう。
 - ・友達が被害にあっていたら、批判せず、しっかり話を聞いてあげましょう。
- そして、信頼のできる人や専門の相談窓口相談してみるよう勧めましょう。

相 談 窓 口	電話番号	受 付 時 間
佐野市こども家庭センター	0283-85-7317	* 女性相談 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
佐野市男女共同参画推進センター(パレットプラザさの)	0283-61-1140	* 女性のためのカウンセリング相談【要予約】 第1木曜日 10:00～14:00 第3木曜日 10:00～11:50 * 女性相談 第4木曜日(祝日除く) 9:30～16:00
とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム (配偶者暴力相談支援センター)	028-665-8720	* 電話相談 月～金 9:00～20:00 土、日 9:00～16:00 * 面接相談【要予約】 火～日 9:00～16:00 (いずれも祝休日、年末年始を除く)
	028-665-8724	* 男性のための電話相談 毎週 月・水曜日(祝休日、年末年始を除く) 17:30～19:30
認定特定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	* 電話相談 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 * 面接相談【要予約】 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)	028-678-8200 #8891	月～土(第2土・日・祝日、年末年始を除く) 9:00～17:30(但し土曜日は12:30まで) 時間外はコールセンターにつながり相談できます
DV相談ナビ	#8008	お近くの相談機関の窓口におつなぎします
DV相談+(プラス)	0120-279-889	* 電話・メール 24時間受付 * チャット相談 毎日 12:00～22:00 (外国人相談者向け相談も実施しています)
法務省 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金(土・日・祝日除く) 8:30～17:15
栃木県警察本部 県民相談室	028-627-9110 #9110	平日 8:30～17:15 のご利用をお願いします

■□ 緊急の時は警察110へ ■□

お問い合わせ

佐野市市民生活部人権・男女共同参画課 TEL0283-61-1140